

東北町過疎地域持続的発展計画新旧対照表

変更後					変更前				
目次 (略)					目次 (略)				
1 基本的な事項 (略)					1 基本的な事項 (略)				
2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成に関する事項 (略)					2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成に関する事項 (略)				
3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項 (略)					3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項				
(1) (略)					(1) (略)				
(2)					(2)				
ア～オ (略)					ア～オ (略)				
<p>過疎地域持続的発展特別事業として、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象にして、修業後、獣医師として当町に従事することを条件に修学金を貸与・<u>補助</u>するとともに、従事後に地域に定着させ、獣医師の確保を図る。</p>					<p>過疎地域持続的発展特別事業として、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象にして、修業後、獣医師として当町に従事することを条件に修学金を貸与するとともに、従事後に地域に定着させ、獣医師の確保を図る。</p>				
(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)					(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考
産業の 振興	基盤整備	農業 (略)			産業の 振興	基盤整備	農業 (略)		
		地場産業の振興	加工施設 (略)				地場産業の振興	加工施設 (略)	

	<p>過疎地域 持続的発 展特別事 業 第1次産 業</p>	<p>獣医師確保対策 事業 (事業内容) 産業動物獣医師 を目指す獣医学 生を対象にし て、修業後、獣 医師として当町 に従事すること を条件に修学金 を貸与・補助す る。 (必要性) 家畜の病気等 による夜間緊急 時に対応できる 獣医師がいない ため、獣医師の 確保を図る必要 がある。 (事業効果) 獣医師を地域に 定着させ畜産業 の振興を図る。</p>	<p>東北 町</p>	<p>獣医師2 名</p>			<p>過疎地域 持続的発 展特別事 業 第1次産 業</p>	<p>獣医師確保対策 事業 (事業内容) 産業動物獣医師 を目指す獣医学 生を対象にし て、修業後、獣 医師として当町 に従事すること を条件に修学金 を貸与する。 (必要性) 家畜の病気等 による夜間緊急 時に対応できる 獣医師がいない ため、獣医師の 確保を図る必要 がある。 (事業効果) 獣医師を地域に 定着させ畜産業 の振興を図る。</p>	<p>東北 町</p>	<p>獣医師2 名</p>	
<p>4 地域における情報化に関する事項 (略)</p>						<p>4 地域における情報化に関する事項 (略)</p>					

5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項 (略)

6 生活環境の整備に関する事項 (略)

(1) 現況と問題点

ア～イ (略)

ウ 汚水・廃棄物の処理及び環境汚染防止施設

当該組合の清掃センター及び最終処分場については、施設・設備等の老朽化、容量の低下等により処理能力が減退しているため、対策を講ずる必要がある。

エ～カ (略)

キ 公共施設

本町に存在する廃止された施設については、周辺環境や住民生活への影響を考慮し、計画的な解体が必要である。

(2) その対策

ア～カ (略)

キ 公共施設

過疎地域持続的発展特別事業として、廃止された公共施設等については、法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去工事を施工する。

施設整備に係る水準目標については、東北町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、可能な限りライフサイクルコストの削減に努めるものとする。

また、法第 32 条(生活環境の整備)の規定について配慮することとする。

5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項 (略)

6 生活環境の整備に関する事項 (略)

(1) (略)

ア～カ (略)

(2)

ア～カ (略)

施設整備に係る水準目標については、東北町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、可能な限りライフサイクルコストの削減に努めるものとする。

また、過疎地域持続的発展特別事業として、昭和 38 年建築である旧美須々小学校教員住宅と昭和 50 年建築である東北第 7 分団消防団屯所は、法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去工事を施工する。

法第 32 条(生活環境の整備)の規定について配慮することとする。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考
生活環 境の整 備	水道施設 上水道 (略)			
	下水道処理施設 公共下水道 (略)			
	廃棄物 処理施 設 ごみ処 理施設	中部上北清掃セン ター整備事業	<u>東北</u> <u>町</u> 中部 上北 広域 事業 組合	基幹整備 一式及び 金属プレ ス機更新 一式
	廃棄物 処理施 設 ごみ処 理施設	中部上北最終処分 場トラッシュコン パクター整備事業	<u>東北</u> <u>町</u> 中部 上北 広域 事業 組合	トラッシ ュコンパ クター更 新一式
	<u>廃棄物</u> <u>処理施</u> <u>設</u> <u>ごみ処</u> <u>理施設</u>	<u>中部上北最終処分</u> <u>場建設事業</u>	<u>東北</u> <u>町</u> <u>中部</u> <u>上北</u>	<u>最終処分</u> <u>場建設一</u> <u>式</u>

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考
生活環 境の整 備	水道施設 上水道 (略)			
	下水道処理施設 公共下水道 (略)			
	廃棄物 処理施 設 ごみ処 理施設	中部上北清掃セン ター整備事業	中部 上北 広域 事業 組合	基幹整備 一式及び 金属プレ ス機更新 一式
	廃棄物 処理施 設 ごみ処 理施設	中部上北最終処分 場トラッシュコン パクター整備事業	中部 上北 広域 事業 組合	トラッシ ュコンパ クター更 新一式

	<u>理施設</u>		<u>広域</u> <u>事業</u> <u>組合</u>						
	廃棄物 処理施 設 し尿処 理施設	中部上北衛生セン ター大規模改修事 業	<u>東北</u> <u>町</u> 中部 上北 広域 事業 組合	大規模改 修一式		廃棄物 処理施 設 し尿処 理施設	中部上北衛生セン ター大規模改修事 業	中部 上北 広域 事業 組合	大規模改 修一式
	火葬場	中部上北斎場火葬 場改築事業	<u>東北</u> <u>町</u> 中部 上北 広域 事業 組合	火葬場改 築一式		火葬場	中部上北斎場火葬 場改築事業	中部 上北 広域 事業 組合	火葬場改 築一式
	消防施設 (略)					消防施設 (略)			
	過疎地 域持続 的発展 特別事 業 危険施 設撤去	旧東北第7分団屯所解体事業 (略)				過疎地 域持続 的発展 特別事 業 危険施 設撤去	旧東北第7分団屯所解体事業 (略)		
		旧美須々小学校教員住宅解体事業 (略)					旧美須々小学校教員住宅解体事業 (略)		

	<p><u>旧七戸消防署解体事業</u></p> <p><u>(事業内容)</u></p> <p><u>昭和43年建築である旧七戸消防署の解体及び撤去を施工する。</u></p> <p><u>(必要性)</u></p> <p><u>法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</u></p> <p><u>(事業効果)</u></p> <p><u>公共施設等の適正な管理を行う。</u></p>	<p><u>東北町</u></p> <p><u>中部</u></p> <p><u>上北</u></p> <p><u>広域</u></p> <p><u>事業</u></p> <p><u>組合</u></p>	<p><u>A=662.02</u></p> <p><u>m²</u></p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p><u>旧千曳小学校教員住宅解体事業</u> (事業内容) <u>昭和 56 年建築である旧千曳小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。</u> (必要性) <u>法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</u> (事業効果) <u>公共施設等の適正な管理を行う。</u></p>	<u>東北町</u>	<u>A=75 m²</u>						
<p><u>過疎地域持続的発展特別事業</u> <u>その他</u></p>	<p><u>中部上北最終処分場建設事業（基本計画・基本設計及び環境影響評価業務）</u> (事業内容) <u>中部上北最終処分場建設事業を実施するため基本計</u></p>	<u>東北町</u> <u>中部上北広域事業組合</u>	<u>基本計画・基本設計一式</u> <u>及び環境影響評価業務一式</u>						

	<p><u>画・基本設計及び環境影響評価業務を行う。</u></p> <p><u>(必要性)</u></p> <p><u>現在の中部上北最終処分場の容量が逼迫し、処理能力の限界が迫っていることから、最終処分場を建設する必要がある。</u></p> <p><u>(事業効果)</u></p> <p><u>最終処分場の建設に係る基本計画等の策定及び環境影響評価の実施により、各種法令に定める基準に適合した施設の建設が可能となる。</u></p>									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項 (略)
- 8 医療の確保に関する事項 (略)
- 9 教育の振興に関する事項 (略)
- 10 集落の整備に関する事項 (略)

- 7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項 (略)
- 8 医療の確保に関する事項 (略)
- 9 教育の振興に関する事項 (略)
- 10 集落の整備に関する事項 (略)

- 11 地域文化の振興等に関する事項 (略)
- 12 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項 (略)
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (自然環境の保全及び再生に関する事項)

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全及び再生

イ 基金積立

本町において、今後町民生活に密着した各種行政サービスが必要となり、将来その対策に要する費用の増加が予測されることから、2から13までの持続的発展施策に係る過疎地域持続的発展特別事業を実施するために、財源の確保等が必要となっている。

(2) その対策

ア 自然環境の保全及び再生

イ 基金積立

本町において、東北町過疎地域持続的発展特別事業基金の造成、積立てを行い、過疎地域持続的発展特別事業に要する事業費に充当することにより、当該基金の有効活用を図る。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考

- 11 地域文化の振興等に関する事項 (略)
- 12 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項 (略)
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (自然環境の保全及び再生に関する事項) (略)

(1) 現況と問題点 (略)

(2) その対策 (略)

(3) 計画

事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考

その他地域の接続的発展に関し必要な事項	<u>その他</u>	清掃デー実施事業	東北町の町内会等	ソフト事業 町内会の道路等の清掃活動支援		その他地域の接続的発展に関し必要な事項		清掃デー実施事業	東北町の町内会等	ソフト事業 町内会の道路等の清掃活動支援	
	<u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立</u>	<u>過疎地域持続的発展特別事業基金造成</u> <u>(事業内容)</u> <u>過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。</u> <u>(必要性)</u> <u>多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保</u>	<u>東北町</u> <u>中部</u> <u>上北</u> <u>広域</u> <u>事業</u> <u>組合</u>								

		<u>する必要がある。</u> <u>(事業効果)</u> <u>基金造成により</u> <u>単一年度における</u> <u>財源不足を解消し、安定した</u> <u>財政運営が可能となる。</u>								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業 の振興	過疎地域 持続的発 展特別事 業 第1次産 業	獣医師確保対策事 業 (事業内容) 産業動物獣医師を 目指す獣医学生を 対象にして、修業 後、獣医師として 当町に従事するこ とを条件に修学金 を貸与・ <u>補助</u> す る。 (必要性) 家畜の病気等によ	東北 町	獣医師2 名 ※当該施 策が将来 に及ぼす 効果 当町への 獣医師の 従事・定 住によ り、家畜 の病気の

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業 の振興	過疎地域 持続的発 展特別事 業 第1次産 業	獣医師確保対策事 業 (事業内容) 産業動物獣医師を 目指す獣医学生を 対象にして、修業 後、獣医師として 当町に従事するこ とを条件に修学金 を貸与する。 (必要性) 家畜の病気等によ る夜間緊急時に対	東北 町	獣医師2 名 ※当該施 策が将来 に及ぼす 効果 当町への 獣医師の 従事・定 住によ り、家畜 の病気の

		<p>る夜間緊急時に対応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。</p> <p>(事業効果)</p> <p>獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。</p>		<p>治療等の提供を受けやすくなることから、継続的に畜産業の振興が図られ地域の持続的発展に資する。</p>			<p>応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。</p> <p>(事業効果)</p> <p>獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。</p>		<p>治療等の提供を受けやすくなることから、継続的に畜産業の振興が図られ地域の持続的発展に資する。</p>	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧東北第七分団屯所解体事業 (略)			5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧東北第七分団屯所解体事業 (略)			
		旧美須々小学校教員住宅解体事業 (略)					旧美須々小学校教員住宅解体事業 (略)			

	<p><u>旧七戸消防署解体事業</u></p> <p><u>(事業内容)</u></p> <p><u>昭和43年建築である旧七戸消防署の解体及び撤去を施工する。</u></p> <p><u>(必要性)</u></p> <p><u>法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</u></p> <p><u>(事業効果)</u></p> <p><u>公共施設等の適正な管理を行う。</u></p>	<p><u>東北町</u></p> <p><u>中部</u></p> <p><u>上北</u></p> <p><u>広域</u></p> <p><u>事業</u></p> <p><u>組合</u></p>	<p><u>A=662.02</u></p> <p><u>m²</u></p> <p><u>※当該施策が将来に及ぼす効果</u></p> <p><u>左記事業の実施により、東北町公共施設等総合管理計画の適正化が図れるとともに、危険施設撤去による景観の保全、防犯対策が図られ地域の持続的発展に資する。</u></p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p><u>旧千曳小学校教員住宅解体事業</u> <u>(事業内容)</u> <u>昭和 56 年建築である旧千曳小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。</u> <u>(必要性)</u> <u>法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</u> <u>(事業効果)</u> <u>公共施設等の適正な管理を行う。</u></p>	<p><u>東北町</u></p>	<p><u>A=75 m²</u></p>	<p><u>※当該施策が将来に及ぼす効果</u> <u>左記事業の実施により、東北町公共施設等総合管理計画の適正化が図られるとともに、危険施設撤去による景観の保全、防犯対策及び当該公有地の有効活用が図られ地域の持続的発展に資する。</u></p>							
--	---	-------------------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

<p><u>過疎地域</u> <u>持続的発</u> <u>展特別事</u> <u>業</u> <u>その他</u></p>	<p><u>中部上北最終処分</u> <u>場建設事業（基本</u> <u>計画・基本設計及</u> <u>び環境影響評価業</u> <u>務）</u> <u>（事業内容）</u> <u>中部上北最終処分</u> <u>場建設事業を実施</u> <u>するため基本計</u> <u>画・基本設計及び</u> <u>環境影響評価業務</u> <u>を行う。</u> <u>（必要性）</u> <u>現在の中部上北最</u> <u>終処分場の容量が</u> <u>逼迫し、処理能力</u> <u>の限界が迫ってい</u> <u>ることから、最終</u> <u>処分場を建設する</u> <u>必要がある。</u> <u>（事業効果）</u> <u>最終処分場の建設</u> <u>に係る基本計画等</u> <u>の策定及び環境影</u> <u>響評価の実施によ</u> <u>り、各種法令に定</u></p>	<p><u>東北</u> <u>町</u> <u>中部</u> <u>上北</u> <u>広域</u> <u>事業</u> <u>組合</u></p>	<p><u>基本計</u> <u>画・基本</u> <u>設計一式</u> <u>及び環境</u> <u>影響評価</u> <u>業務一式</u> <u>※当該施</u> <u>策が将来</u> <u>に及ぼす</u> <u>効果</u> <u>左記事業</u> <u>の実施</u> <u>後、新し</u> <u>い最終処</u> <u>分場が建</u> <u>設される</u> <u>ことによ</u> <u>り、住民</u> <u>の生活環</u> <u>境の保全</u> <u>が図られ</u> <u>地域の持</u> <u>続的発展</u> <u>に資す</u> <u>る。</u></p>								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<u>める基準に適合した施設の建設が可能となる。</u>									
<u>13 その他地域の持続的発展に関する必要な事項</u>	<u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立</u>	<u>過疎地域持続的発展特別事業基金造成</u> <u>(事業内容)</u> <u>過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。</u> <u>(必要性)</u> <u>多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保する必要がある。</u> <u>(事業効果)</u> <u>基金造成により単一年度における財源不足を解消し、</u>	<u>東北町中部上北広域事業組合</u>	<u>※当該施策が将来に及ぼす効果</u> <u>左記基金の有効活用により計画的で効率的な事業の実施が可能となることから、過疎地域持続的発展特別事業の推進が図られ地域の持続的発展に資する。</u>							

		<u>安定した財政運営</u> <u>が可能となる。</u>								
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--